

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 11 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

令和 7 年度における重点支援地方交付金（公共調達における価格転嫁の円滑化）の
取扱い等について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 17 日に成立した令和 6 年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）が 1 兆 908 億円（低所得世帯支援枠：4,908 億円、推奨事業メニュー分：6,000 億円）追加計上されたところです。

この重点支援地方交付金は、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援等が対象とされていましたが、同補正予算の成立を受け、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされました。¹

この重点支援地方交付金の一部については、内閣府において令和 7 年度に繰り越されることとなり、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」（令和 6 年 12 月 17 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）が改正され、交付対象事業には、地方公共団体の令和 7 年度予算に計上され実施される事業等も対象とされたところです。

令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところですが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が

¹重点支援地方交付金の活用については、「令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー）Q & A」（令和 7 年 4 月 1 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）等を参照ください。

国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、昨年通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）。

貴部（局）におかれては、9月30日付け通知を踏まえ、重点支援地方交付金の活用について検討いただく等して、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。